

3多環ご第101号
令和3年5月24日

多摩市廃棄物減量等推進審議会会長 殿

多摩市長 阿部 裕行

多摩市廃棄物の処理及び再利用に関する条例第7条第1項第2号の規定により、下記の事項について貴審議会の意見を求めます。

1. 諮問事項

「多摩市一般廃棄物処理基本計画」の策定について

2. 諮問理由

市町村は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律において、市町村区域内における一般廃棄物の処理を行うため一般廃棄物に関する計画を定めることになっています。

多摩市では、循環型社会の形成を目指し、平成25年に平成34（令和4）年度までの10年間の計画とする「一般廃棄物処理基本計画」を策定し、「協働の力で環境負荷の少ない循環型のまち多摩を構築する」という基本理念の下、ごみ減量・資源化の推進に取り組んでおり、市民協働によりその成果が出ています。

しかし、この間、廃棄物処理を取り巻く状況は大きく変化しており、特に世界規模での環境汚染が懸念されているプラスチックごみや気候異常をもたらす環境問題においても廃棄物の適正処理方策など新たな課題が山積されています。

また、国においては、平成30年6月に第四次循環型社会形成推進基本計画が策定され、持続可能な社会づくりとの統合的取り組みや、多種多様な地域循環共生圏による地域活性化などライフサイクル全体での資源循環と適正処理の推進など環境の再生に取り組む指針が示されました。さらに、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律制定の動きもあることから、これらを受け、多摩市でも、さらなる市民の活力が発揮される市民協働によるまちづくりを基礎に、持続可能な社会の実現に向けて取り組むこととなります。

また、いまだ終息が見えない新型コロナウイルス感染症による行動制限等市民生活の変容もあります。

このような状況の中、現計画の終了を迎えるにあたり、施策の実施状況や数値目標の達成状況、廃棄物行政を取り巻く社会情勢の変化等を踏まえた検討、検証が必要です。

これらを踏まえ、今後の循環型社会の形成に向けた基本的な考え方や施策の展開の方向性等を盛り込んだ一般廃棄物処理基本計画の策定にあたり、多摩市一般廃棄物減量等審議会において、専門的な見地や市民の視点からご審議していただきたく、諮問いたします。